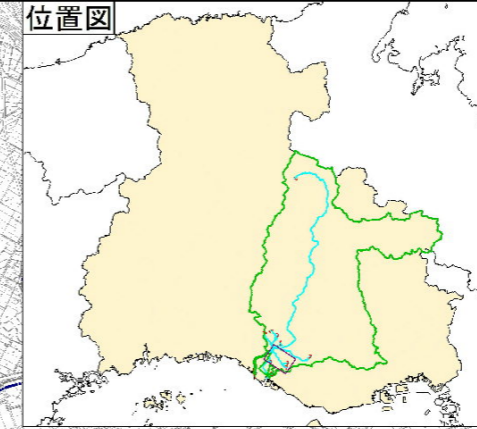
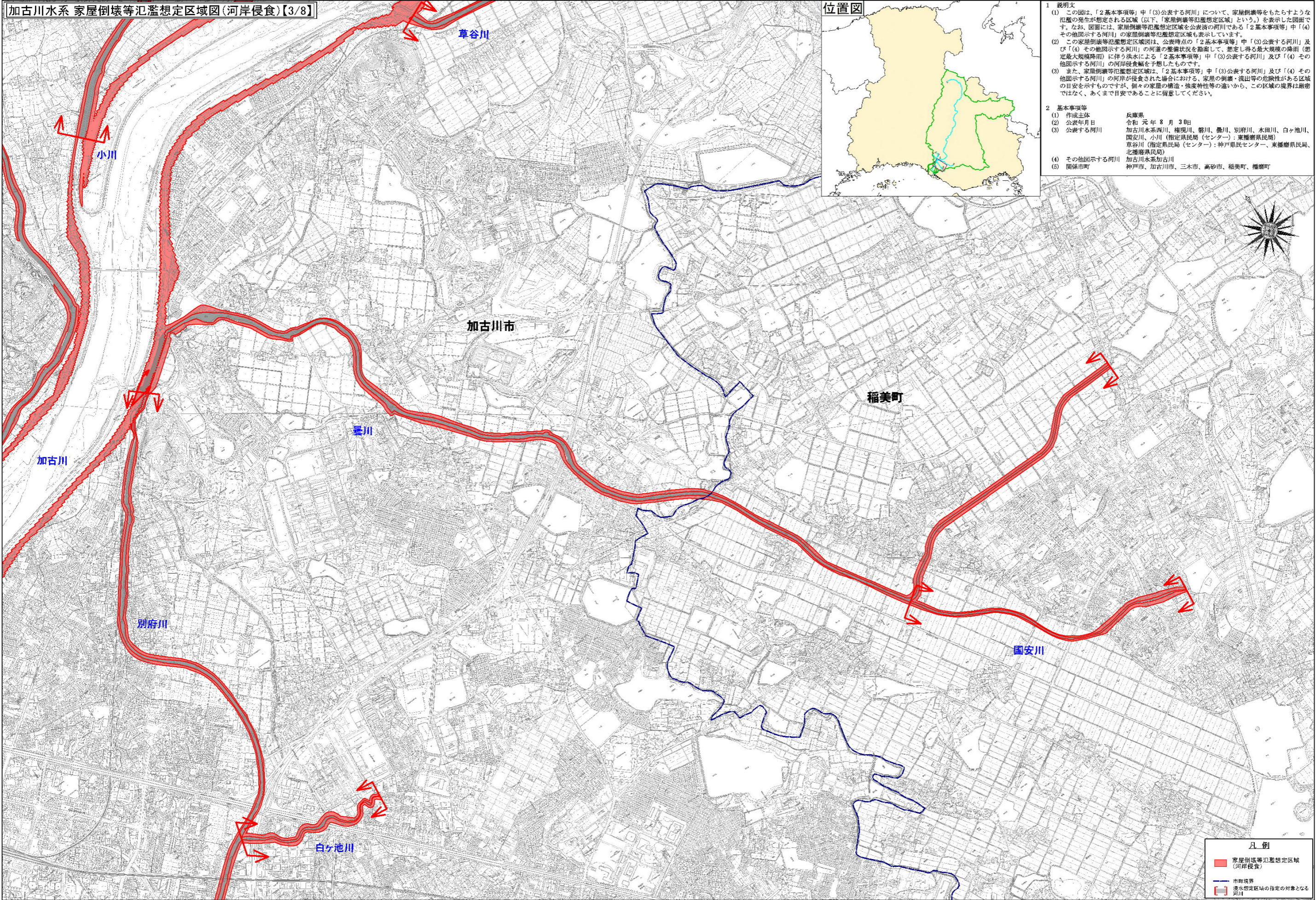


加古川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【3/8】

位置図

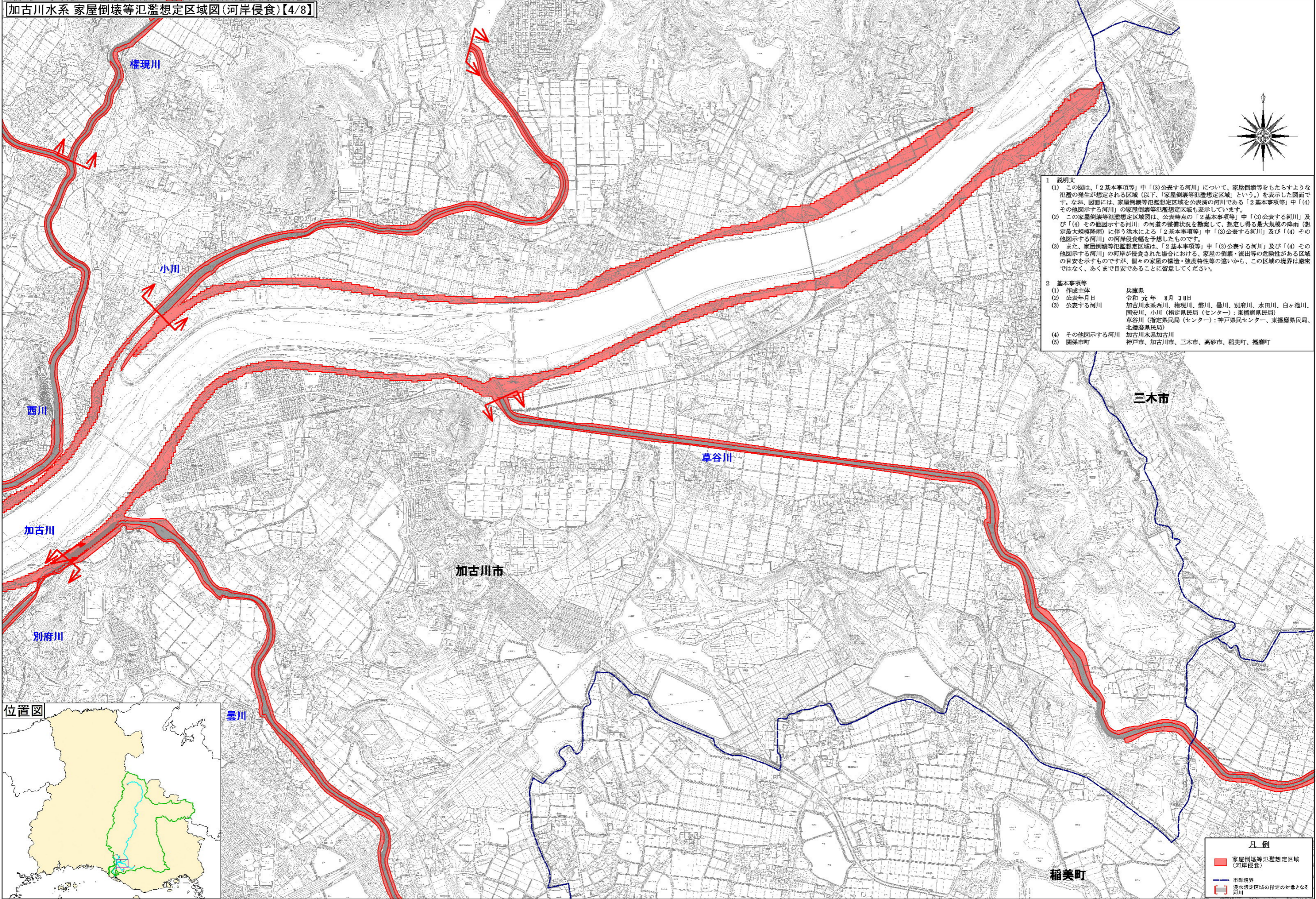


- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
  - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 作成主体      | 兵庫県   |
| (2) 公表年月日     | 令和 元年 8 月 30日   |
| (3) 公表する河川    | 加古川水系西川、梅現川、磐川、曇川、別府川、水田川、白ヶ池川、国安川、小川(指定県民局(センター):東播磨県民局)、草谷川(指定県民局(センター):神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局) |
| (4) その他図示する河川 | 加古川水系加古川  |
| (5) 関係市町      | 神戸市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町  |



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
  - 市町境界
  - 氾濫想定区域の指定の対象となる河川

加古川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【4/8】



1 説明文

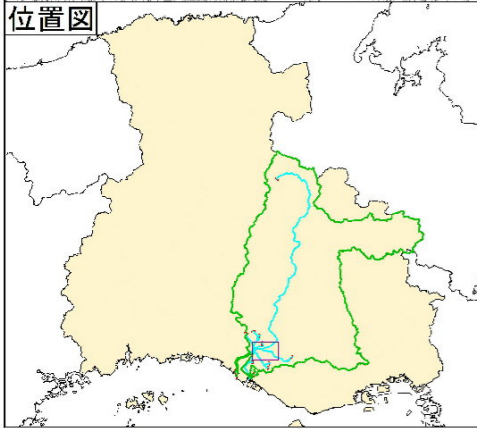
(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の準備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。

(3) 「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

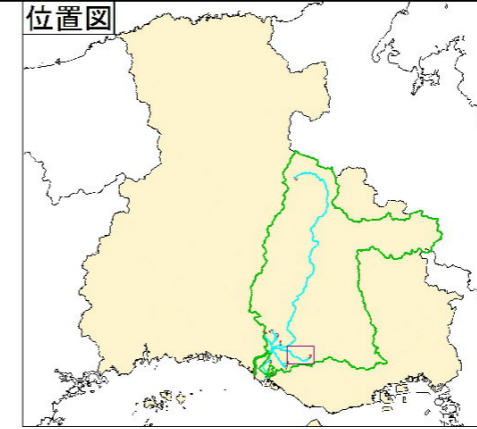
(1) 作成主体	兵庫県
(2) 公表年月日	令和 元年 8月 30日
(3) 公表する河川	加古川水系西川、権現川、麩川、墨川、別府川、水田川、白ヶ池川、国安川、小川(指定県民局(センター):東播磨県民局)、草谷川(指定県民局(センター):神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局)
(4) その他図示する河川	加古川水系加古川
(5) 関係市町	神戸市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町



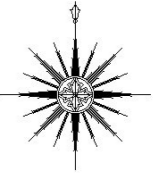
凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 市町境界
- 氾濫想定区域の指定の対象となる河川

加古川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【5/8】



- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
  - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 作成主体      | 兵庫県  |
| (2) 公表年月日     | 令和 元 年 8 月 30 日  |
| (3) 公表する河川    | 加古川水系西川、権現川、磐川、曇川、別府川、水田川、白ヶ池川、国交川、小川（指定県民局（センター）：東播磨県民局）<br>草谷川（指定県民局（センター）：神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局） |
| (4) その他図示する河川 | 加古川水系加古川   |
| (5) 関係市町      | 神戸市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町   |



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)
  - 市町境界
  - 浸水想定区域の指定の対象となる河川